八街市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長　北村剛司

八街市条例第 24 号

八街市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

八街市財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和３０年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６月１日及び」を削る。

第３条第１項中「６月１日に」を削り、「前年１０月１日から３月３１日までの期間における」を「４月１日から９月３０日までの期間における」に改め、同条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

第４条第１項中「市の告示」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改め、同条第２項中「その告示の月から６月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる」を「６月以上、閲覧可能な状態に置かなければならない」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定は、公布の日から施行する。